

亀山市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

名越自治会

2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 本会の区域は、亀山市田村町1363番地4、1363番地8、1363番地10から12、1363番地17、1363番地19から22、1363番地24から27、1366番地1から2、1375番地2から5、1375番地9、1375番地10から22、1375番地24から25、1375番地37、1390番地3、1397番地5、1398番地1、1398番地3から5、1400番地6から8、1411番地1、1469番地、1527番地1、1528番地、1531番地1、1533番地、1535番地2、1552番地、1554番地、1556番地、1561番地、1565番地、1566番地1、1568番地、1570番地1、1571番地、1572番地1、1580番地1、1582番地、1582番地1、1586番地、1595番地1、1596番地、1598番地2、1599番地、1621番地4、1785番地1から24、1792番地1から6、1793番地2から3、1793番地5から6、1794番地、1794番地7、1796番地2から11、1800番地1から2、1807番地、1807番地1、1810番地、1810番地2、1812番地3から4、1823番地、1824番地1から3、1827番地1、1830番地3、1839番地1、1840番地、1842番地3、1843番地1、1849番地、1852番地、1853番地1、1854番地、1859番地、1861番地、1865番地、1869番地1、1871番地、1878番地、1878

番地1、1887番地3から5、1887番地14から15、1887番地17、1902番地2、1902番地4まで、川崎町3番地20から24、3番地29、3番地34、3番地36から39、3番地44から45、3番地50、4番地3から4、5番地9から13、5番地15から16、6番地1、7番地2、7番地4、8番地1、8番地4から7、10番地3、10番地10から12、12番地、15番地1から2、15番地6から7、18番地1、18番地4から6、20番地1、20番地3から4、22番地1、22番地6から9、24番地3、24番地5、25番地1、25番地5、25番地8、27番地7から8、121番地5、122番地3から5、126番地3、126番地7から8、126番地10から11、126番地13から15、126番地17から20、126番地22から23、138番地、139番地、143番地2から3、143番地6から7、145番地3から5、150番地3から17、150番地19から22、150番地24から25、150番地26から29、160番地1から2、161番地1、5158番地まで、能褒野町241番地4、243番地2、1881番地、1881番地2、1881番地5、1882番地6、1898番地3、1898番地13、1899番地1、1900番地3の区域とする。

変更後 本会の区域は、亀山市田村町1363番地4、1363番地8、1363番地10から12、1363番地17、1363番地19から22、1363番地24から27、1366番地1から2、1375番地2から5、1375番地9、1375番地10から22、1375番地24から25、1375番地37、1390番地3、1397番地5、1398番地1、1398番地3から5、1400番地6から8、1411番地1、1469番地、1527番地1、1528番地、1531番地1、1533番地、1535番地2、1552番地、1554番地、1556番地、1561番地、1565番地、1566番地1、1568番地、1570番地1、1571番地、1572番地1、1580番地1、1582番地、1582番地1、1586番地、1590番地1、1590番地2、1590番地3、1595番地1、1596番地、1598番地2、1599番地、1621番地4、1785番地1から24、1792番地1から6、1793番地2から3、

1793番地5から6、1794番地、1794番地7、1796番地2から11、1800番地1から2、1807番地、1807番地1、1810番地、1810番地2、1812番地3から4、1823番地、1824番地1から3、1827番地1、1830番地3、1839番地1、1840番地、1842番地3、1843番地1、1849番地、1852番地、1853番地1、1854番地、1859番地、1861番地、1865番地、1869番地1、1871番地1、1878番地、1878番地1、1885番地1、1885番地6、1887番地3から5、1887番地14から15、1887番地17、1902番地2、1902番地4まで、川崎町3番地20から24、3番地29、3番地34、3番地36から39、3番地44から45、3番地50、4番地3から4、5番地9から13、5番地15から16、6番地1、7番地2、7番地4、8番地1、8番地4から7、10番地3、10番地10から12、12番地、15番地1から2、15番地6から7、18番地1、18番地4から6、20番地1、20番地3から4、22番地1、22番地6から9、24番地3、24番地5、25番地1、25番地5、25番地8、27番地7から8、121番地5、122番地3から5、126番地3、126番地7から8、126番地10から11、126番地13から15、126番地17から20、126番地22から23、138番地、139番地、143番地2から3、143番地6から7、145番地3から5、150番地3から17、150番地19から22、150番地24から25、150番地26から29、160番地1から2、161番地1、5158番地まで、能褒野町241番地4、243番地2、1881番地、1881番地2、1881番地5、1882番地6、1898番地3、1898番地13、1899番地1、1900番地3の区域とする。

3 変更の年月日

令和7年1月19日

4 変更の理由

自治会運営の実情と合わせるとともに適正な運用を図るため